

○内閣府告示第二百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 黒石市
- 二 構造改革特別区域の名称 黒石りんごワイン産業活性化振興特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 黒石市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島県伊達郡川俣町
- 二 構造改革特別区域の名称 ゆう・ゆうライフ川俣町どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福島県伊達郡川俣町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 渋川市
- 二 構造改革特別区域の名称 日本のまんなか渋川フルーツ酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 渋川市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 群馬県邑楽郡明和町
- 二 構造改革特別区域の名称 明和町の特産物で作る果実酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 群馬県邑楽郡明和町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 郡上市
- 二 構造改革特別区域の名称 古今伝授の里やまと 食・文化再生特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 郡上市の区域の一部（大和町地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南あわじ市
- 二 構造改革特別区域の名称 南あわじ市どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 南あわじ市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県日高郡みなべ町
- 二 構造改革特別区域の名称 紀州みなべ梅酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 和歌山県日高郡みなべ町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県邑智郡美郷町
- 二 構造改革特別区域の名称 美のさと・美郷 〔潤いのどぶろく特区〕
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県邑智郡美郷町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 吉野川市
- 二 構造改革特別区域の名称 自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 吉野川市の区域の一部（美郷地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛媛県南宇和郡愛南町
- 二 構造改革特別区域の名称 愛南町地域共生型福祉サービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛媛県南宇和郡愛南町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受
入事業（九三四）

○内閣府告示第二百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宇城市
- 二 構造改革特別区域の名称 宇城の地のもんでワイン・リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宇城市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宇佐市
- 二 構造改革特別区域の名称 ツーリズムのまち宇佐・ハウスワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宇佐市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九））

○内閣府告示第二百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小林市
- 二 構造改革特別区域の名称 名水のまち ワインづくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 小林市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十年七月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 垂水市
- 二 構造改革特別区域の名称 垂水市障害児（者）生活支援小規模多機能サービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 垂水市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受
入事業（九三四）